

令和8年（フ）第2480号

東京都中央区日本橋室町4丁目3番7号
破産者 株式会社KAWAGUCHIホールディングス

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2817号

東京都墨田区業平3丁目17-1-201
破産者 立木 千賀

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3054号

東京都江東区亀戸1丁目1-16 TH ONE
破産者 高橋久美子

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3161号

東京都大田区大森北1丁目13-4-801
破産者 下川 理奈

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3167号

東京都世田谷区代沢4丁目34-16-203
破産者 田中 和

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3280号

東京都港区南青山3丁目3-17-306
破産者 高吉陽菜乃

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3300号

東京都台東区三筋2丁目1-9-601
破産者 北島 遥香（旧姓芝田）

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3344号

東京都調布市多摩川7丁目6番地10
破産者 株式会社角井組

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3345号

東京都府中市晴見町1丁目6-1-301
破産者 角井 澄子

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3346号

東京都狛江市中和泉3丁目11-1-105
破産者 角井 敏男

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3571号

千葉県千葉市花見川区花見川2番15棟201号、
開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋2丁目21-7-108
破産者 ポンセ クリスティン ローズ サレノ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3573号

東京都荒川区町屋8丁目17-1-412
破産者 小林 直子

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3747号

東京都世田谷区北沢4丁目21-17-101
破産者 本居 功大

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3814号

東京都中央区日本橋大伝馬町13番1号 CreativeHub131-6階
破産者 アラキ・アートオフィス合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3815号

東京都杉並区善福寺1丁目24-6-203
破産者 荒木 和幸

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3959号

東京都豊島区池袋本町1丁目8-7-1102
破産者 郷原 和樹

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3988号

東京都荒川区東尾久4丁目44番6号
破産者 合同会社テイク・ワン

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4051号

東京都調布市富士見町2丁目21-23-405
破産者 嶋谷 正和

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4060号

東京都豊島区東池袋1丁目7番5号
破産者 株式会社クラブ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4061号

埼玉県越谷市宮本町5丁目191番地9
破産者 株式会社大西フーズ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4062号

東京都北区上十条2丁目27-1-2802
破産者 大西 力

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4064号

東京都練馬区石神井台5丁目15番3号
破産者 ワールドキッチン株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部